

東京都板橋区立学校の適正規模及び 適正配置について

— 答 申 —

平成 1 3 年 3 月

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会



平成13年3月5日

東京都板橋区教育委員会様

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会

会 長 石 郷 岡 二 郎

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置について(答申)

東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会は、平成12年1月31日に板橋区教育委員会から、「東京都板橋区立学校等の適正規模及び適正配置の基本的考え方について」及び「東京都板橋区立学校等の適正規模及び適正配置の具体的方策について」の諮問をうけ、鋭意審議を行ってきました。

このたび、諮問事項について考え方をとりまとめたので、「東京都板橋区立学校等適正規模及び適正配置審議会条例」第2条第1項の規定に基づき、別紙のとおり答申します。

目 次

1	はじめに	1
2	板橋区立学校の現状	2
	(1) 人口の推移	2
	(2) 児童・生徒数、学級数の推移	3
	(3) 学校規模の推移	4
3	学校適正規模についての基本的考え方	7
	(1) 学校教育上の視点	7
	(2) 制度についての考え方	7
4	学校規模による特性等	8
	(1) 学校教育の視点	9
	(2) 学校運営組織の視点	9
5	板橋区立学校における適正規模	10
	(1) 適正規模	10
	(2) 早急な対応を要する規模	10
6	学校の適正配置の基本的考え方	12
	(1) 適正配置の目的	12
	(2) 適正配置の実施にあたり配慮する事項	12
7	学校の適正配置の具体的方策	13
	(1) 適正配置の具体的な方法	13
	(2) 「早急な対応を要する規模の学校」の適正規模の確保に向けた具体的方法	14
8	今後の課題	18
9	区立幼稚園について	19
10	おわりに	20
	(付属資料)	
	・ 諮問文	21
	・ 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例	22
	・ 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例施行規則	24
	・ 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会委員名簿	25
	・ 東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会審議経過	26
	・ 区立小中学校児童・生徒数、学級数推移	29
	・ 区立小中学校児童・生徒数、学級数一覧	30
	・ 区立小中学校児童・生徒数、学級数、職員数のピーク時と現在との比較	32
	・ 通学区域の現況	35
	・ 公聴会記録概要	37
	・ いたばし・タウンモニターアンケート報告書	39

1 はじめに

本審議会は「東京都板橋区立学校適正規模及び適正配置審議会条例」に基づき、平成12年1月31日の第1回審議会において、板橋区教育委員会から、以下の諮問を受けた。

(1) 東京都板橋区立学校等の適正規模及び適正配置の基本的考え方について

(2) 東京都板橋区立学校等の適正規模及び適正配置の具体的方策について

諮問にあたり、教育委員会委員長から、「近年の少子化の進行に伴い、板橋区立学校の小規模化が進み、保護者その他の関係者からも教育委員会に対し、小規模化による学校教育への影響等について、様々な声が寄せられており、解決が求められる諸課題が顕在化してきている。したがって、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備し、学校教育の充実を図ることを目的に、適正規模及び適正配置について、様々な角度から、ご審議いただきたい。」との発言があった。

本審議会はこの諮問をうけ、今までに14回の審議会を開催し、板橋区立学校等の現状と課題、他区の審議会の状況、学校規模による特性、学校適正規模の基準、適正配置の考え方、適正配置の具体的方策等について検討を行ってきた。平成12年9月に「中間のまとめ」を公表し、その後、広報いたばしへの掲載、公聴会の開催やいたばしタウンモニターへのアンケート調査の実施等により、幅広く区民に周知するとともに、意見の聴取を行ってきた。

本審議会は今までの審議を踏まえ、板橋区立学校の適正規模及び適正配置の基本的考え方と具体的方策について結論を得たので、ここに答申するものである。

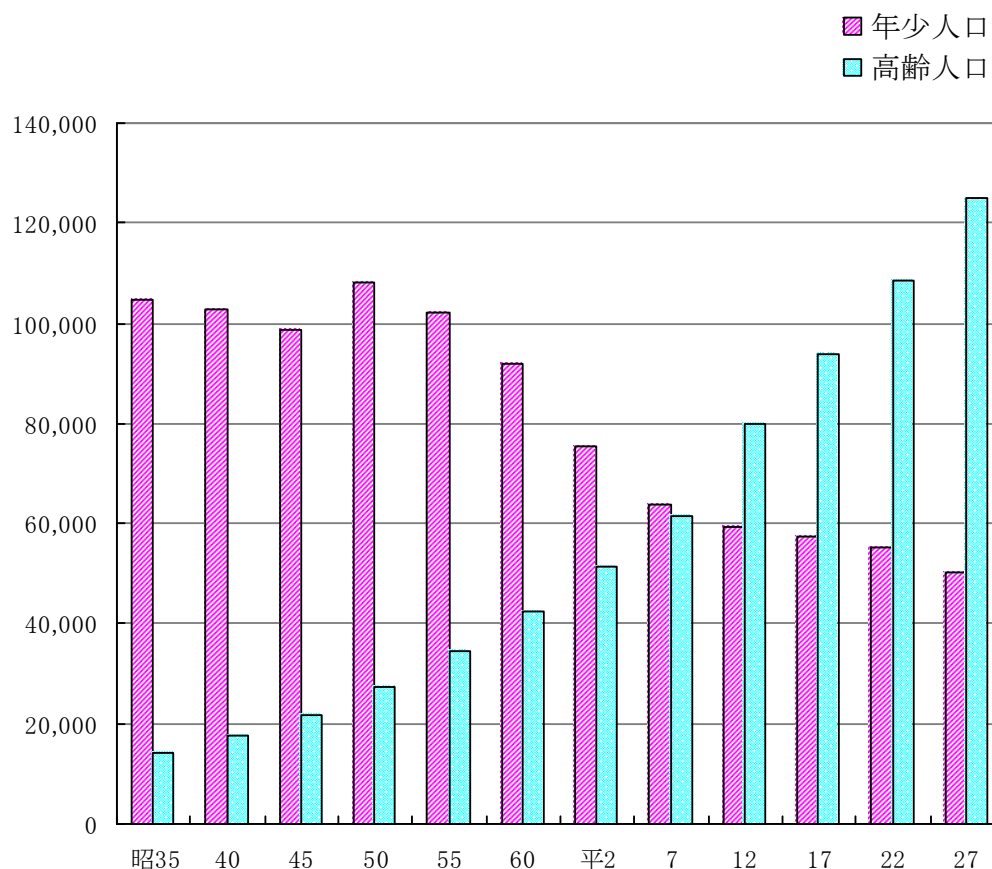
2 板橋区立学校の現状

(1) 人口の推移

板橋区の総人口は、国勢調査によると戦後増加傾向を示してきたが、平成2年の518,943人をピークにその後わずかに減少しており、今後もその傾向が続くものと予測されている。

また、年少・高齢人口推移と予測をみると、急速に少子高齢化が進行しており、年少人口は昭和50年のピーク時と比べると、減少の傾向は顕著であり、今後も子どもの数は減少していくものと見込まれる。

板橋区の年少・高齢人口の推移と予測（各年10月1日）



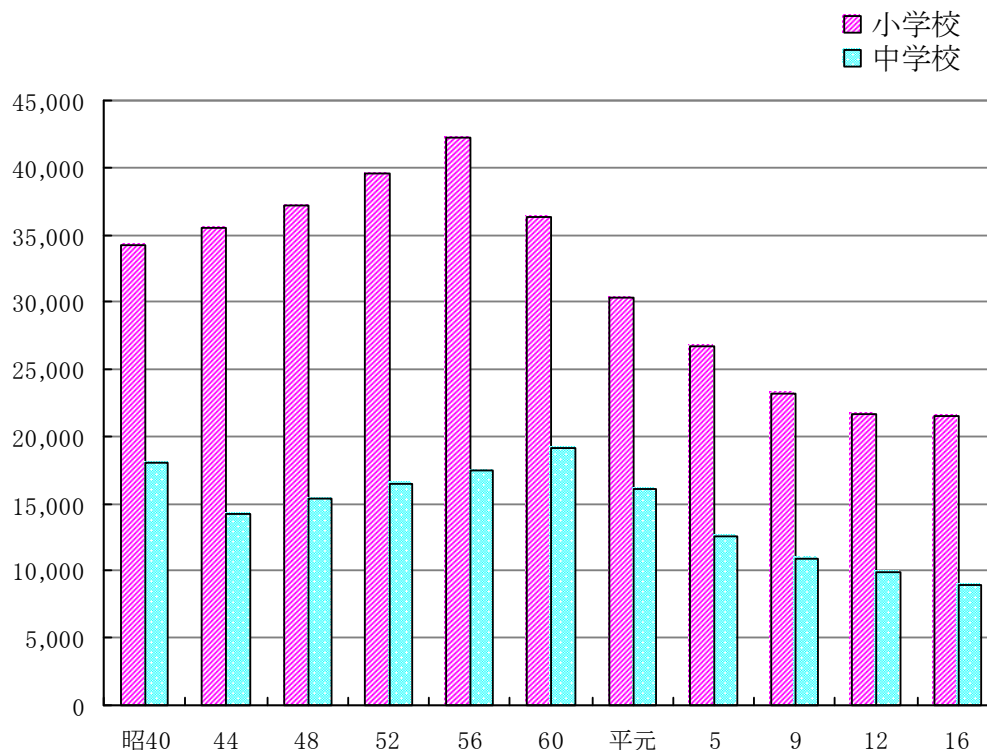
※ ・東京都総務局統計部「東京都男女年齢(5歳階級)別人口予測」により作成。

・平成7年以前の数値は国勢調査結果。年少人口は0～14歳、高齢人口は65歳以上。

(2) 児童・生徒数、学級数の推移

板橋区立学校の児童・生徒数は、小学校は昭和56年の42,152人、中学校は昭和60年の19,105人をピークに急激な減少を続けており、平成12年5月1日現在の児童・生徒数は小学校21,724人、中学生9,962人であり、ピーク時と比較して、小学校は51.5%、中学校は52.1%で、半数近くまで減少している。平成11年度の東京都教育人口推計によると、平成16年度には小学校21,514人、中学校8,921人に減少すると予測されており、この減少傾向は今後も続くものと思われる。

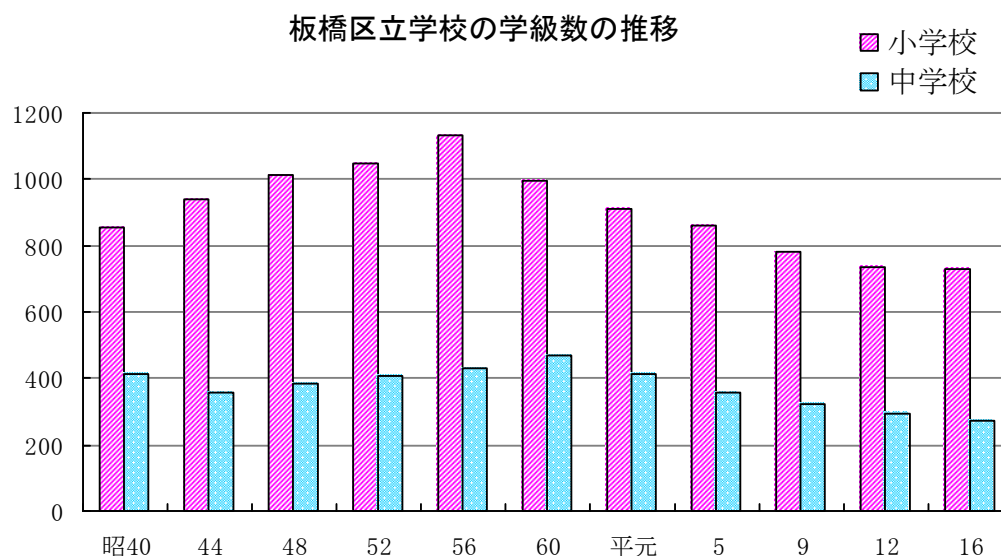
板橋区立学校の児童・生徒数の推移



※ 昭和40年から平成12年までは学校基本調査による。平成16年については平成11年度東京都教育人口推計による。

また、学級数については、小学校ではピーク時の昭和56年の1,131学級から平成12年には737学級、中学校ではピーク時の昭和60年の469学級から295学級に減少しており、小学校は65.2%、中学校では62.9%となっている。平成11年度東京都教育

人口推計によると、平成16年度には小学校は732学級、中学校は271学級に減少すると予測され、今後も児童・生徒数と同様に減少傾向が続くものと予測される。



※ 昭和40年から平成12年までは学校基本調査による。平成16年については平成11年度東京都教育人口推計による。

(3) 学校規模の推移

① 1校あたりの学校規模の推移

1校あたりの学級規模を児童・生徒数でみると、小学校については、ピーク時の昭和56年には、1校あたりの平均児童数は750人であったのに対し、平成12年度には379人で昭和56年の50.5%に減少している。学校ごとにみると、昭和56年に比べてわずかに児童数が増加した学校がある一方で、昭和56年当時と比較して13.3%に減少し、著しく規模が縮小した学校もある。

また、中学校については、ピーク時の昭和60年には1校あたりの平均生徒数が792人であったのに対し、平成12年には412人で昭和60年の52.0%となっており、小学校と同様に学級規模は半分近くまで縮小している。学校ごとにみると、最も減少率の大きかった学校は昭和60年に比べ30.6%に減少したのに対し、最も減少率の小さい学校は当時の69.2%であり、学校ごとの減少傾向にはばらつきがある。

ピーク時と現在との比較

区 分		学校数	学級数	児 生 徒 数	一 校 の 児童生徒数	最 規 模 大 校	最 規 模 小 校
小 学 校	昭和56年	56	1,111	42,008	750	28学級 1,115人	12学級 386人
	平成12年	57	717	21,601	379	20学級 685人	6学級 106人
中 学 校	昭和60年	24	459	19,005	792	28学級 1,189人	12学級 468人
	平成12年	24	282	9,880	412	18学級 652人	5学級 154人

② 学校規模のひらきの推移

児童数の最多校と最小校をみると、小学校については、ピーク時の昭和56年には最多校1,115人に対し最小校386人であり、約2.9倍のひらきであったが、平成12年には最多校685人、最小校106人となり、約6.5倍の学校規模のひらきになっている。

中学校についても、ピーク時の昭和60年には最多校1,189人に対し最小校468人であり約2.5倍のひらきであったが、平成12年には最多校652人、最小校154人となり、約4.2倍の学校規模のひらきになっており、小学校と同様に極端にバランスを欠く状況になっている。

③ 学級数別の学校規模の推移

学級数別の学校規模の推移をみると、19学級以上の学校は小学校では昭和55年の30校から平成12年には4校に、中学校では昭和60年の13校から平成12年にはなくなり、大規模な学校は減少している。

一般的に学校規模の縮小は著しいが、その中で、小学校ではすべての学年が1学級(全校で6学級)の学校は、昭和55年にはなかったものが、平成2年に初めて1校になり、平成12年には4校になった。一方、中学校について6学級以下の学校は、昭和60年にはなかったものが、平成10年に初めて1校になり、平成12年には2校になっており、区立小中学校の小規模化が進行している。

学級数別の学校規模の推移

(各年5月1日現在)

小学校

区 分	19学級以上	18～12学級	11～7学級	6学級
昭 和 5 5 年	30校	26	0	0
昭 和 6 0 年	21	34	2	0
平 成 2 年	11	37	8	1
平 成 7 年	6	40	10	1
平 成 1 2 年	4	37	12	4

※ 赤塚新町小学校は昭和58年度開校

中学校

区 分	19学級以上	18～12学級	11～7学級	6学級
昭 和 5 5 年	9校	12	2	0
昭 和 6 0 年	13	11	0	0
平 成 2 年	12	9	3	0
平 成 7 年	3	14	7	0
平 成 1 2 年	0	15	7	2

※ 志村第五中学校は昭和58年度開校

3 学校適正規模についての基本的考え方

前節でみたように、児童・生徒数の減少に伴い、板橋区立学校は全体として小規模化の傾向にあると言える。また、区立学校間において大規模校と小規模校との学校規模のひらきが大きく、児童・生徒数が激減している学校がある一方、児童・生徒数が増加している学校や地域もあり、学校や地域ごとにバランスを欠く状況にある。一方、大規模校については、18学級を超える学校は見られるものの、極端に過大な規模ではないので、本審議会は主に小規模校の現状や特性に焦点をあてて、審議を進めてきた。

板橋区教育委員会は、学校の教育方針を、「自他の生命を尊重し、自主・自立と社会性に富み、勤労と責任を重んじ、自ら考え正しく判断できる力と、たくましく生きる力を持ち、徳・知・体の調和のとれた個性豊かで創造性に富む幼児・児童・生徒の育成を目指し生涯にわたる学習の基礎を培う学校教育を推進する。」と定めている。

今日、学校教育には、家庭や地域社会との連携のもとに、集団生活や学習を通じて児童・生徒一人ひとりの個性を生かしながら、豊かな人間性や創造力、たくましく生きる力、自主性や社会性を育む教育を進めていくことが一層期待されている。

したがって、少子化問題を抱える区立小中学校の小規模化の現状に鑑み、子どもたちにとって望ましい学校規模を検討し、実効性のある方策を講じることにより、21世紀を担う子どもたちのために早急に教育環境の整備を図っていく必要がある。

本審議会は、諮問の趣旨を踏まえて、板橋区立学校の適正規模を検討するにあたり、国の教育改革の動向や、すでに学校の適正規模及び適正配置について検討を行った他区の審議会等の検討状況を勘案しながら、以下のような視点から検討を行った。

(1) 学校教育上の視点

学校の小規模化がもたらす影響を、学習面と生活面等から考え、子どもたちの教育環境の整備及び学校教育の充実を目指し、学校適正規模について検討を行った。

(2) 制度についての考え方

学級編制基準や教員配当基準等の現行の制度を前提としつつ、学習面と生活面を分けて、教科によっては少人数の学習集団の設定を弾力的に行う等の取組も視野に入れながら、検討を進めた。

4 学校規模による特性等

学校の小規模化が、学校教育に及ぼす影響については、教育の現場における子どもたちの実態を踏まえて、教育指導面や学校運営面等の視点から審議を行った結果、学校規模による特性等について次のような意見に集約された。

- ・ 単学級なり少人数の場合、人間関係が固定化され、少数の子どもの言動が集団に影響を与えやすく、例えばいじめをうけると子どもの心理的負担が大きく、数年経過した後も記憶が残っており、デメリットを非常に感じている。
- ・ 小規模の学校だと、国や都の基準では専科等の教員の配置が少ない。
- ・ 子どもは小集団が固定化すると、序列等の固定概念に縛られてしまい、授業や遊びでも一度かなわないと思ったら6年間引きずることがあるので、異なった集団に属することが必要である。
- ・ 単学級でも、四つ五つの複数の集団があると切磋琢磨も生まれるので、40人に近い単学級と15、6人の単学級とでは性格が全く異なる。
- ・ 科目によってはクラスの人数を編成変えて、いつも同じ人ではなく様々な人と接点を持てるようにしたらどうか。
- ・ これからの学校教育に対応するために、人間関係を固定化せずに学習活動を展開できるようにすることも必要である。
- ・ 小規模校でも大規模校でも、子どもたちが学校生活でそれぞれの力を発揮し、お互いのよいものを認めあうことは、指導の仕方で育てていくことができる。
- ・ 人との関わりの中で思いやりの心を育てるとか、集団で一緒にする喜びを体験することは、学校の役割として大切である。
- ・ 兄弟等が少ないので、異年齢で多くの友達をつくる取組をしている。
- ・ 人間関係が良好でない場合には、クラス替えを期待している児童・生徒もいる。
- ・ 親としては、あまり小規模だと友達が少なく、集団との関係などがうまく育つか心配なので、なるべく多くの中で育ててほしいと思っている。

これらの意見を踏まえて、学校規模による小規模校の特性を学校教育及び学校運営組織の視点から整理した。

(1) 学校教育の視点

① 学習面の特性

- ・ 児童・生徒一人ひとりの個性や特性に応じた教育活動がしやすく、個々の能力や適性を伸ばしていきやすい。
- ・ 授業や運動会、文化祭、展覧会、学芸会などの学校行事で、一人ひとりの児童・生徒が活躍する場を多く設定できる。反面、参加人数や参加作品などが少なく、プログラムに限りがあり、児童・生徒の参加回数が多く負担も大きい。
- ・ 学習活動で班編成する場合に、児童・生徒が主体的に参加できる班の数が限られる。

② 生活面の特性

- ・ クラス替えがなく人間関係が固定化されるので、人との関わりの中で多様なものの見方、考え方にふれる機会が少ない。
- ・ 教師が一人ひとりの児童・生徒の特性を把握しやすく、指導が行き届く。反面児童・生徒の教師に依存する傾向が強くなりやすく、主体性、自主性や社会性などが育ちにくい面もある。
- ・ 児童・生徒がお互いによく知り合え人間関係は深まるが、人間関係が悪化した場合には、児童・生徒の心理的負担が大きくなるきらいがある。
- ・ 少人数集団では、人との関わりをもつ場面が多くなく、児童・生徒の間で切磋琢磨する機会が少ない。
- ・ 少人数のため、特定の児童・生徒の言動が、集団に与える影響が大きい。

(2) 学校運営組織の視点

- ・ 学校規模にかかわらず学校運営に必要な校務分掌、組織は変わらないので、教員の学校運営上の負担が大きい。
- ・ 国や都の基準では、専科等の教員の配置が少なく、学習集団の弾力的な設定がしにくい。
- ・ 教師の間で切磋琢磨しながら協力して、研究、研修する機会が少なくなる。
- ・ 教師の人数が少ないため、運動会、文化祭、展覧会、校外学習等の学校行事の円滑な運営及び、部活動、クラブ活動等の多様な教育活動の実施にとって障害となる場合もある。

5 板橋区立学校における適正規模

これからの学校教育には、児童・生徒がある程度の規模の集団で、人との関わりの中で切磋琢磨して、主体性や社会性、思いやりの心を育てていく役割が強く期待されている。しかしながら、前節の学校規模による特性でみたように、区立小中学校の小規模化の進行に伴い、学校教育の本来の機能が十分に発揮できないことが懸念されている。とくに、クラス替えのない単学級や学級運営が難しい少人数学級については、児童・生徒の人間関係の固定化による様々な弊害が、指摘されているところであり、区立学校の学校規模の適正化に向けて早急な対応が求められる。

そこで、本区として、区立学校の小規模化の現状と学校規模による特性を踏まえて、区立小中学校の適正規模及び早急な対応を要する規模を以下のように設定する。

(1) 適正規模

小学校については、単学級の解消を図り、クラス替えが可能な1学年複数学級の確保を考えて、12学級(1学年2学級)から18学級(1学年3学級)を適正規模とする。

中学校については、本区では、ほぼ2校の小学校から1校の中学校に進学している状況であること、様々な学習活動の推進や進路指導の実施には一定の教職員数の確保が必要であることを考えて、小学校の各学年の2倍の学級数である12学級(1学年4学級)から18学級(1学年6学級)を適正規模とする。

○ 適正規模

12学級～18学級

(2) 早急な対応を要する規模

適正規模の基準を下回る学校については、規模の態様に応じ、現状や将来の動向を勘案した対応を検討すべきである。

適正規模を下回る状況であっても、ある程度の学校規模が確保されているならば、規模の特性のメリット部分を生かし、教育指導面や学校運営面の工夫や努力によりデメリット部分に対応していくことも考えられるので、学校の取組や児童・生徒数の動向を見守っていく必要がある。

しかし、小規模化が著しい場合には、規模の特性のデメリット部分が顕在化して、指導面や運営面の工夫、努力だけで対応していくことは、困難であると考える。

よって、本審議会としては、適正規模実現に向けて、早急な対応を要する規模として、小規模校の下限を設けるものである。

学校規模による特性においてみたように、集団による学習活動の活性化、豊かな人間関係の形成や授業の効果的な展開等の面で、十分な教育効果をあげるためには、少なくとも1学級20人以上の規模の児童・生徒を確保することが望ましいと考える。

しかしながら、板橋区立学校の現状をみると、学校規模が120人を下回る場合には、20人未満の学級が複数存在し、さらに10人以下の極端に小規模な学級も存在している。一方、学校規模が150人を上回る場合には、20人未満の学級はほとんど存在していない状況である。

したがって、本審議会は区立学校において、集団による教育の活性化を図るうえから、1学級内に4～5の小グループを形成することができる規模として6学級で150人を上回る児童・生徒数が必要であると考え、これを小規模校の下限とする。

○ 早急な対応を要する規模

6学級以下で、児童・生徒数150人以下

6 学校の適正配置の基本的考え方

学校の適正配置は、前節で明らかにした適正規模の確保を根底において考えなければならない。区立学校の児童・生徒にとって望ましい教育環境を整備し、バランスのとれた学校配置を実現していくためには、将来の児童・生徒数の推計、通学距離、通学路の安全確保、学校と地域社会との関わりなどに配慮し、区立学校の適正配置を検討していく必要がある。

前節では板橋区立学校の現状を踏まえて、区立学校の適正規模を12～18学級、早急な対応を要する規模を6学級以下で児童・生徒数150人以下と設定した。したがって、区立学校の小規模化に伴う学校教育への影響に鑑み、適正規模を下回り、「早急な対応を要する規模の学校」の適正規模の実現に焦点をあてて、適正配置を検討する際の基本的な考え方を次のように整理した。

(1) 適正配置の目的

適正規模を下回り早急な対応を要する規模の学校について、隣接する学校を含め検討を行い、学校規模の適正化を図ることにより、集団による学習活動の活性化、豊かな人間関係の形成等の面で十分な教育効果が得られるような教育環境を整えることを目的とする。

(2) 適正配置の実施にあたり配慮する事項

適正配置の実施にあたっては、当該校の地域特性を考慮し、保護者や地域住民の理解と協力が得られるように努める。また、東京都教育委員会の「教育人口等推計報告」による児童・生徒数の将来推計、当該校及び隣接校の施設・設備の状況、通学距離、通学路の安全等を十分に考慮して検討を行う。

7 学校の適正配置の具体的方策

(1) 適正配置の具体的な方法

適正配置を実施する場合の具体的な方法として、「通学区域の変更」と「学校の統合」が考えられる。

検討の手順としては、まず隣接校との通学区域の変更について検討を行い、通学区域の変更だけでは安定的に適正規模が確保できない場合には、次に学校の統合について検討を行っていくものとする。その際には、児童・生徒への影響をできるかぎり少なくすることと、学校の適正規模を安定的に確保することを考慮に入れて検討すべきである。

① 通学区域の変更

通学区域の変更の検討にあたっては以下の点に留意する必要がある。

- ・ 通学距離が極端に遠距離にならないよう配慮し、通学距離は、小学校1km、中学校1.5km程度以内となるようにする。
- ・ 踏切や危険箇所の横断等について十分配慮し、通学路の安全確保に努める。
- ・ 学校と地域社会等との関わりに配慮し、通学区域と地域社会、行政区域、歴史的背景や小中学校の学区域の整合性を図るように努める。

さらに、通学区域の変更の検討にあたっては、就学指定校の変更について、児童・生徒の具体的な事情に即した弾力的な対応を行っている実態を考慮する。

② 学校の統合

学校を統合する場合の具体的な方法は、複数の学校を廃止し新たな学校を設置する「廃止・設置方式」と、1校だけを廃止し既存の学校に児童・生徒を編入する「廃止・吸収方式」が考えられる。統合の方式については、当事者の意見を聴取しながら合意形成を図る必要があるが、本審議会では教職員の配置や児童・生徒の統合後の交流等を考慮すると、「廃止・設置方式」が望ましいと考える。

また、学校の統合を実施する場合にも通学区域の変更を伴うが、その際には前項と同様の配慮が必要である。

③ その他配慮すべき事項

適正配置を実施する場合には、当該校の保護者や地域住民に適正配置実施の主旨、実施方法等について十分に説明するとともに、保護者や地域住民の参加する

協議会等の組織を設置し、関係者の意見を聞きながら進めていく必要がある。

また、児童・生徒同士が早く打ち解けることができるように、円滑な移行を図り、事前交流活動等を実施していくことが望まれる。

さらに、当該校に心身障害諸学級が設置されている場合には、現に通学している児童・生徒への配慮はもちろんのこと、区全体としてバランスのとれた心身障害諸学級の配置についても検討すべきである。

(2) 「早急な対応を要する規模の学校」の適正規模の確保に向けた具体的方法

現在、学校規模が6学級以下で150人以下の早急な対応を要する規模の学校は板橋第三小学校と高島第四小学校の2校である。この2校について、適正規模をどのように確保していくのか、どのような点について配慮し、検討していくかについて、本審議会としての考え方を示すことが、諮問事項への答申になると考える。

① 板橋第三小学校への対応

板橋第三小学校に隣接し学校間の距離がおおむね1km以内の小学校は、板橋第一小学校、板橋第八小学校、板橋第九小学校、金沢小学校、中根橋小学校、稲荷台小学校の6校である。板橋第三小学校及び隣接校の児童数、学級数及び学校間の距離は、次の表のとおりである。また、通学区域の現況は付属資料のとおりである。

No.	区 分	平成12年度		平成17年度推計		学校間 の距離	平成12年度の合計		平成17年度推計合計	
		児童数	学級数	児童数	学級数		児童数	学級数	児童数	学級数
	板橋第三小学校 (心障学級)	106 (13)	6 (2)	95 (13)	6 (2)	—	—	—	—	—
1	板橋第一小学校	290	10	235	9	約660m	396	13	330	12
2	板橋第八小学校	203	7	202	7	740	309	11	297	11
3	板橋第九小学校	259	10	251	10	660	365	12	346	12
4	金 沢 小 学 校	518	16	468	14	780	624	18	563	18
5	中根橋小学校	367	12	327	11	780	473	14	422	13
6	稲荷台小学校	394	13	334	10	300	500	15	429	13

- ※ ・ 児童数・学級数は、当該年度の5月1日現在。
 ・ ()内の心障学級は外数。
 ・ 平成17年度推計は平成12年度東京都教育委員会教育人口等推計報告による。
 ・ 合計は、板橋第三小学校の児童と当該校の児童を各学年ごとに合計し、学級編制基準をあてはめ学級数を求めたもの。

すでに述べたように、板橋第三小学校の適正規模を確保するためには、通学区域の変更による方法と学校の統合による方法について検討する必要がある。

ア 通学区域の変更

板橋第一小学校、板橋第八小学校、板橋第九小学校は現在12学級未満で適正規模を下回っており、通学区域を変更して各校の児童を板橋第三小学校に編入した場合には、各校ともさらに小規模化することが考えられるので、この3校を通学区域の変更の対象校にすることは難しい。

金沢小学校、中根橋小学校、稲荷台小学校が12学級以上の適正規模校であるので、通学区域の変更の対象校として考えられる。板橋第三小学校の児童数とそれぞれの対象校の児童数を合計して、仮に半分に分割した場合でも、両校とも平成17年度の推計で1校あたりの児童数は300人を下回り、適正規模である12～18学級の確保は難しい。また、両校の通学区域を単純に分割することは、前項の「通学区域の変更」で示した通学距離、通学路の安全、学校と地域社会との関わり等について配慮に欠ける方法であり、現実に実施できるものではない。したがって、通学区域の変更だけにより、板橋第三小学校の適正規模を確保することは、きわめて困難であるとの正規結論に達した。

イ 学校の統合

板橋第三小学校の隣接校の中学校の通学区域、地域との関わり等については、次の表のとおりである。

No.	区 分	隣接校の状況等
1	板橋第一小学校	中学校区域が一致していない。
2	板橋第八小学校	中学校区域が異なる。統合した場合でも適正規模を下回る。出張所地区が同じ。
3	板橋第九小学校	中学校区域が異なる。
4	金 沢 小 学 校	通学距離が遠い。中学校区域が一致していない。統合する場合教室が不足する。
5	中根橋小学校	中学校区域が異なる。
6	稲 荷 台 小 学 校	学校間の距離が最も近い。中学校区域が同じ。板三小から分離した歴史がある。

隣接校の状況等を検討した結果、学校間の距離が最も近く、統合後に適正規模の確保が可能で、中学校の通学区域が同区域であり、板橋第三小学校から分離した歴史的沿革のある稲荷台小学校との統合が最も望ましいと考える。

なお、板橋第三小学校には、知的障害学級と難聴・言語障害学級が設置されており板橋第三小学校の通学区域以外からも児童が通学している。統合にあたっては、現在通学している児童や心身障害諸学級の配置に対し、十分な配慮が必要である。

② 高島第四小学校への対応

高島第四小学校に隣接し学校間の距離がおおむね1km以内の小学校は、新河岸小学校、蓮根小学校、蓮根第二小学校、高島第六小学校である。また、高島第四小学校の通学区域については、平成5年に高島第一小学校及び高島第六小学校と調整を行った経緯がある。高島第四小学校及び隣接校の児童数、学級数及び学校間の距離は、次の表のとおりである。また、通学区域の現況は付属資料のとおりである。

No.	区 分	平成12年度		平成17年度推計		学校間の距離	平成12年度の合計		平成17年度推計合計	
		児童数	学級数	児童数	学級数		児童数	学級数	児童数	学級数
	高島第四小学校	120	6	109	6	—	—	—	—	—
1	新河岸小学校	232	8	274	10	約840m	352	12	383	12
2	蓮根小学校 (心障学級)	451 (11)	15 (2)	490 (11)	16 (2)	480	571	18	599	18
3	蓮根第二小学校	368	12	360	12	620	488	16	469	14
4	高島第一小学校 (心障学級)	515 (8)	17 (1)	551 (8)	18 (1)	1,100	635	18	660	19
5	高島第六小学校	430	14	381	12	360	550	17	490	16

※ ・ 児童数・学級数は、当該年度の5月1日現在。

・ ()内の心障学級は外数。

・ 平成17年度推計は平成12年度東京都教育委員会教育人口等推計報告による。

・ 合計は、高島第四小学校の児童と当該校の児童を各学年ごとに合計し、学級編制基準をあてはめ学級数を求めたもの。

すでに述べたように、高島第四小学校の適正規模を確保するためには、通学区域の変更による方法と学校の統合による方法について検討する必要がある。

ア 通学区域の変更

高島第四小学校については平成5年に通学区域を変更し、高島第一小学校と高島第六小学校の通学区域の一部を編入した。その際に、一時的に高島第四小学校の児童数は増加したものの、その後小規模化がさらに進み、結果的に適正規模は確保されなかった経緯がある。したがって、通学区域の変更だけにより高島第四小学校の適正規模を確保することは困難であるとの結論に達した。

イ 学校の統合

高島第四小学校の隣接校の中学校の通学区域、地域との関わり等については、次の表のとおりである。

No.	区 分	隣接校の状況等
1	新河岸小学校	新河岸川の対岸であり通学距離が遠距離になる。中学校区域が一致していない。出張所地区が同じ。
2	蓮根小学校	中学校区域が異なる。
3	蓮根第二小学校	中学校区域が一致していない。
4	高島第一小学校	通学距離が1kmを超える。中学校区域が一致していない。通学区域を調整したことがある。統合した場合に適正規模を上回る。出張所地区が同じ。
5	高島第六小学校	学校間の距離が最も近い。中学校区域がほぼ同じ。通学区域を調整したことがある。出張所地区が同じ。

隣接校の状況等を検討した結果、学校間の距離が最も近く、統合後に適正規模の確保が可能で、中学校の通学区域がほぼ同区域であり、同じ出張所地区の高島第六小学校との統合が最も望ましいと考える。

なお、平成5年の通学区域調整の経緯を踏まえ、通学距離が極端に遠距離になる地域については配慮を要する。

以上のように、本審議会としては、あくまでも早急な対応を要する規模の学校の適正規模の確保の見地から、学校間の距離、小・中学校の通学区域、地域との関わり、学校施設・設備の状況等について検討し、適正配置の具体的方策についての考え方を取りまとめた。

8 今後の課題

前節で早急な対応を要する規模の学校について検討を行ってきたが、今後とも少子化により子どもの数はさらに減少していくと見込まれ、これに伴い、児童・生徒数も減少し、区立小中学校の小規模化がさらに進むことが予測される。今後、早急な対応を要する規模の基準を下回ったり、下回ることが確実に予測される学校が新たに出現した場合には、当該校や隣接校の配置状況を総合的に勘案し、この答申で示した考え方に基づき適正規模の確保に向けた具体的な方策を検討し、適正配置を実施していく必要がある。

また、早急な対応を要する規模は上回っているが、適正規模の基準を下回っている学校については動向を見守っていく必要がある。

9 区立幼稚園について

現在、区立幼稚園は、高島幼稚園と新河岸幼稚園の2園である。両園とも定員に対する園児数や入園予定者数の割合は、ほぼ100%近くであり、園児数からみると早急な対応が必要とされる状況には至っていない。今後、少子化に伴う子どもの数の減少により、園児数が極端に減少し、幼児教育に支障が生じる場合には、区立小中学校と同様の対応を検討する必要がある。

区立幼稚園の園児数等

区 分	定 員		園児数		入 園 予定者	備 考
	4歳児	5歳児	4歳児	5歳児		
高 島幼稚園	70	70	70	64	70	
新河岸幼稚園	35	35	33	31	34	

※ ・園児数は平成12年5月1日現在。

・入園予定者は、平成13年2月1日現在の平成13年度4歳児入園予定者数。

10 おわりに

本審議会は、児童・生徒数が減少している板橋区の現状を踏まえ、学校の小規模化がもたらす児童・生徒への影響を、教育上の観点から検討し、区立学校のより良い教育環境の整備や教育効果の向上を図ることを念頭において、学校の適正規模、適正配置について慎重に審議を進めてきた。この答申は、14回におよぶ審議の過程で、板橋区立学校の適正規模及び適正配置について、おおよその意見の一致がみられたものを取りまとめたものである。

審議の過程では、小規模校の教育実践を評価する意見、現行の学級編制基準についての意見、限られた予算の中での教育環境の充実など、様々な角度からの意見がだされ、活発な議論がなされた。

今後は、板橋区教育委員会がこの答申の趣旨を踏まえ、関係者の意見を十分に聴取し協議を行うなど、板橋区立学校の適正規模の円滑な実現に向けて、具体的な対応を進めていくことを強く期待する。

なお、平成12年1月の発足以来本審議会の会長であった真野宮雄氏が、平成13年1月に審議半ばにしてご逝去された。真野前会長のご功績に対し感謝申し上げるとともに、謹んでご冥福をお祈りするものである。

最後に、本答申の趣旨に沿い、子どもたちにとって区立学校の教育環境がさらに整備され、学校教育のより一層の充実が図られることを願うものである。